

総会

配布：一般

2018年10月8日

原文：英語

人権理事会

第39会期

2018年9月10日－28日

議事日程議題3

2018年9月28日に人権理事会により採択された決議

39/12. 農村地区で働いている農民およびその他の人々の権利に関する国際連合宣言

人権理事会は、

食糧に対する権利に関するあらゆる関連する人権理事会諸決議を想起し、そして農村地区で働いている農民およびその他の人々の人権の促進と保護に関する2012年9月27日の21/19、2014年6月27日の26/26、2015年10月1日の30/13および2017年9月29日の36/22の理事会諸決議をとりわけ想起し、

その五つの会期の期間中の農村地区で働いている農民およびその他の人々の権利に関する国際連合宣言についてのオープン・エンドな政府間作業部会における建設的な交渉、参加および積極的な関与を感謝しつつ歓迎し、そしてその第五会期における報告書¹を歓迎し、

1. 本決議の添付文書に含まれた、農村地区で働いている農民およびその他の人々の権利に関する国際連合宣言を採択する。

¹ A/HRC/39/67.

2. 総会が、2006年3月15日の総会決議 60/251 の第5項(c)に従って、以下の決議案を採択することを勧告する。

「総会は、

2018年9月28日のその決議 39/12 を通した、人権理事会による、農村地区で働いている農民およびその他の人々の権利に関する国際連合宣言の採択を歓迎し、

1. 本決議の添付文書に含まれた、農村地区で働いている農民およびその他人々の権利に関する国際連合宣言を採択する。

2. 諸政府、国際連合システムの諸機関および組織並びに政府間および非政府組織に対し、同宣言を普及させることまたその普遍的な尊重と理解を促進することを招請する。」

第40回会合

2018年9月28日

[賛成 33、反対 3、棄権 11 の記録投票により採択された。投票は以下の通り：

賛成：

アフガニスタン、アンゴラ、ブルンジ、チリ、中国、コートジボワール、キューバ、コンゴ民主共和国、エクアドル、エジプト、エチオピア、イラク、ケニヤ、キルギス、メキシコ、モンゴル、ネパール、ナイジェリア、パキスタン、パナマ、ペルー、フィリピン、カタール、ルワンダ、サウジアラビア、セネガル、南アフリカ、スイス、トーゴ、チュニジア、ウクライナ、アラブ首長国連邦、ベネズエラ（ボリビア共和国）

反対：

オーストラリア、ハンガリー、グレート・ブリテンおよび北部アイルランド連合王国

棄権：

ベルギー、ブラジル、クロアチア、ジョージア、ドイツ、アイスランド、日本、大韓民国、スロバキア、スロベニア、スペイン]

添付文書

農村地区で働いている農民およびその他人々の権利に関する国際連合宣言

人権理事会は、

世界における自由、正義および平和の基礎として、人類の全ての構成員の固有の尊厳と価値並びに平等且つ絶対的な権利を認めている、国際連憲章において宣言された諸原則を想起し、

世界人権宣言、あらゆる形態の人種差別の撤廃に関する国際条約、経済的、社会的及び文化的権利に関する国際規約、市民的及び政治的権利に関する国際規約、女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約、児童の権利に関する条約、全ての移住労働者とその家族の構成員の権利の保護に関する国際条約、国際労働機関の関連する諸条約および世界的または地域的なレベルで採択されたその他の関連する国際文書に宣言された諸原則を考慮し、

発展の権利に関する宣言、および発展の権利は、人間毎にまた全ての人々が、その中で全ての人権と基本的自由が十分に実現されることができ、経済的、社会的、文化的および政治的發展に参加し、貢献しそして享受する資格があることの理由で、絶対的な人権であることを再確認し、

先住民族の権利に関する国際連合宣言もまた再確認し、

あらゆる人権は、普遍的で、分割できない、相互に関係のある、互いに依存しそして相互に強化しておりそして公正かつ平等なやり方で、同じ立場にたつてまた同様の重要視で取り扱われなければならないことを更に再確認し、そして権利の一つのカテゴリーの促進と保護は、その他の権利の促進と保護から国家を決して免除してはいけないことを想起し、

農村地区で働いている農民とその他の人々との特別な関係と相互作用、彼らに付属しそして彼らの暮らしのために彼らが依存している土地、水および自然を認識し、

発展に対するまた世界中の食糧と農業生産の基礎を構成する、生物多様性を保存することと改善することに対する世界の全ての地域の農村地区で働いている農民およびその他の人々の過去、現在および未来の貢献を、そして持続可能な開発のための 2030 アジェンダを含む、国際的に合意された開発目標を達成することに対する基本である適切な食糧と食料安全保障に対する権利を確保することにおけるその貢献を、また認識し、

農村地区で働いている農民およびその他の人々が、貧困、飢餓および栄養失調に過剰に苦しんでいることを懸念し、

農村地区で働いている農民およびその他の人々が、環境悪化と気候変動を原因とする負担に苦しんでいることもまた懸念し、

世界中で高齢化している農民および市街地へ移住することが増えている青年並びに誘因がないことと農村生活の退屈な重労働のために農業を見捨てることについて更に懸念し、そして農村地区の経済的多様化と特に農村の青年のための非農業機会の創造を改善する必要性を認識し、

毎年強制的に立ち退かされたかまたは退去させられた農村地区で働いている農民およびその他人々の増加している数に憂慮し、

幾つかの国々における農民の自殺の高い発生率にまた憂慮し、

農民の女性およびその他の農村の女性は、彼女たちの家族の経済的生存においてそして経済の非貨幣化部門におけるその仕事を通じたものを含めて、農村のまた国の経済に対する貢献において著しい役割を果たすことを、だが土地の保有権や所有権、土地への平等なアクセス、生産的資源、金融サービス、情報、雇用または社会的保護をしばしば拒否され、またしばしば様々な形態や表現の暴力や差別の被害者であることを強調し

関連する人権義務に従って、貧困、飢餓および栄養失調の根絶、質の高い教育および保健、化学製品と廃棄物にさらされていることからの保護の促進および児童労働の廃絶を通し

たものを含めて、農村地区における子どもの権利を促進することと保護することの重要性をまた強調し、

幾つかの要因が、小規模漁師および漁業労働者、牧畜業者、森林労働者並びにその他の現地の共同体を含む、農村地区で働いている農民およびその他人々にとって、彼らの声を聴かせることを、彼らの人権と保有権を守ることを、そして彼らが依存している天然資源の持続可能な使用を守ることを難しくしていることを更に強調し、

土地、水、種およびその他の天然資源に対するアクセスは、農村の人々にとって増えている挑戦であることを認識し、そして生産的な資源と適切な農村発展における投資に対するアクセスを改善することの重要性を強調し、

農村地区で働いている農民およびその他人々は、自然の過程と周期を通して適応しそして再生する生態系の生物学のまた自然の能力を尊重することによるものを含めて、幾つかの諸国や地域で母なる地球として言及されてもいる自然を支援しそして共生する農業生産の持続可能な実践を促進しそして遂行する彼らの取組において支援されるべきことを確信し

その下で多くの農村地区で働いている農民およびその他人々が働かなければならず、仕事における自らの基本的権利を行使する機会を拒否されそして生活賃金と社会的保護を欠いている、世界の多くの部分において存在する危険なまた搾取的な条件を考慮し、

土地と天然資源問題に関して働いている者の人権を促進しそして保護する個人、集団および機関は、異なる形態の脅迫や身体的完全性の侵害の対象となる危険性が高いことに直面していることを懸念し、

農村地区で働いている農民およびその他人々は、彼らが暴力、虐待および搾取からの補償または保護を直ぐに求めることができないという点で、裁判所、警察官、検察官および法律家に対するアクセスを得ることにおける困難にしばしば直面していることに留意し、

人権の享受を損なう、食品の投機、食料システムの増加している集中と不釣り合いな分

配および価値連鎖の中のむらのある権力関係について懸念し、

発展の権利は、人間毎にまた全ての人々が、その中で全ての人権と基本的自由が十分に実現されることができる、経済的、社会的、文化的および政治的發展に参加し、貢献しそして享受する資格があることの理由で、絶対的な人権であることを再確認し、

両方の国際人権規約の関連する規定を条件として、あらゆる自らの天然の富と資源について十分なまた完全な主権を行使する人々の権利を想起し、

食の主権の概念が、多くの国家や地域において、自らの食糧と農業システムを明確にするための権利と人権を尊重した生態学的に適正で持続可能な方法を通して生産された健康でまた文化的に適切な食糧に対する権利を示すために用いられてきていることを認識し

他の個人に対してまた自らが属する共同体に対して義務を負っている個人は、この宣言および国内法において認められた権利の促進と遵守のために努力する義務の下にあることをはっきりと理解し、

文化の多様性を尊重することと寛容、対話および協力を促進することの重要性を再確認し、

労働の保護と働き甲斐のある人間らしい仕事に関する国際労働機関の広範な条約および勧告を想起し、

生物の多様性に関する条約と生物の多様性に関する条約の遺伝資源の取得の機会及びその利用から生ずる利益の公正かつ衡平な配分に関する名古屋議定書をまた想起し、

国際連合食糧農業機関の広範囲にわたる作業および食糧に対する権利、保有権、天然資源に対するアクセスおよび農民のその他の権利に関する世界食糧安全保障委員会、とりわけ食料及び農業のための植物遺伝資源に関する国際条約、同組織の国の食糧安全保障における土地・漁業・森林の保有の権利に関する責任あるガバナンスについての自発的指針、食料安

全保障と貧困撲滅の文脈において持続可能な小規模漁業を保証するための自発的指針および国の安全保障の文脈において適切な食糧に対する権利の積極的な実現を支援するための自発的指針を更に想起し、

その中で農業改革と農村発展のための適切な国の戦略の形成の必要性と全体的な国の発展戦略へのその統合が強調された、農業改革および農村発展に関する世界会議の成果およびそこで採択された農民憲章を想起し、

本宣言および関連する国際合意は、人権の保護を高める目的で相互に助けになるべきであることを再確認し、

国際協力と連帯の増加したまた持続的な努力により人権における本質的な進展努力を実現する目的で国際社会の関与の中で新しい措置を先に進めることを決意し、

農村地区で働いている農民およびその他人々の人権のより一層の保護の、およびこの問題における既存の国際的な人権規範と基準の一貫した解釈と適応の、必要性を確信し、

農村地区で働いている農民およびその他人々の権利に関する以下の宣言を厳粛に採択する。

第1条

1. 本宣言において、農民とは、最低限の生活に必要なもののためにそして/または市場のために小規模の農業生産に従事するかまたは一人で若しくは他の者と共同してまたは共同体として、従事することを求めている、そして必ずしもそれだけとは限らないが、著しく家族または家庭の労働そしてその他の非貨幣方法の組織労働に頼っている、また土地に特別の依存や愛着を有している、人である。

2. 本宣言は、零細なまたは小規模な農業、作物の植え付け、畜産、牧畜、漁業、森林業、狩猟または採取、および農業に関連した手工芸または農村地区で関連した仕事に従事し

ているどのような人にも適用する。それはまた、農民の扶養家族にも適用する。

3. 本宣言は、上述の活動に従事している先住民族および土地に取り組んでいる共同体、季節移動、遊牧や半遊牧の共同体並びに土地を持たない人々にもまた適用する。

4. 本宣言は、プランテーション、農業用の農場、森林および農園でまた水産養殖場や農産工業の企業において、その移民の地位に関わらず全ての移住労働者を含む、雇われた労働者並びに季節労働者にも更に適用する。

第2条

1. 国家は、農村地区で働いている農民およびその他人々の権利を、尊重し、保護しそして履行するものとする。国家は、直ちに保証されることができない本宣言の権利の完全な実現を漸進的に達成するため立法的、行政的およびその他の適切な措置を迅速に講じるものとする。

2. 高齢者、女性、青年、子どもおよび障がい者を含む、農村地区で働いている農民およびその他人々の権利と特別な必要性に対する本宣言の実施に、特別な注意が払われるものとする。

3. 先住民族に関する具体的な立法を無視せずに、農村地区で働いている農民およびその他人々の権利に影響する可能性のある法令および政策、国際協定並びにその他の意思決定過程を採択することや実施することの前に、国家は、異なる当事者間の既存の権力の不均衡を考慮しつつまた関連する意思決定過程に個人と集団の積極的な、自由な、効果的な、有意義なそして情報に通じた参加を確保しつつ、決定が為される前に決定により影響を受け得る農村地区で働いている農民およびその他人々の支援に従事しまた追求している、そして彼らの貢献に対応している、彼ら自身の代表制度を通して農村地区で働いている農民およびその他人々と誠実に協議しまた協力するものとする。

4. 国家は、農村地区で働いている農民およびその他人々に対して適応可能なその人権

義務に適合したやり方で自らが当事者である関連する国際協定や基準を詳しく述べ、解釈しそして適用するものとする。

5. 国家は、私人や民間団体、および多国籍企業やその他の企業などの、規制する立場にある非国家関係者が、農村地区で働いている農民およびその他人々の権利を尊重しそして強化することを確保するためあらゆる必要な措置を講じるものとする。

6. 本宣言の目的および目標の実現のための国の努力を支援する国際協力の重要性を認識しつつ、国家は、国家間でまた、適切な場合には、関連する国際的なまた地域的な組織、とりわけ国家間の農村地区で働いている農民およびその他人々の組織や市民社会とのパートナーシップにおいて、これに関連して適切かつ効果的な措置を講じるものとする。そのような措置には以下のものを含むことができる。

(a) 国際開発計画を含む、関連する国際協力は、農村地区で働いている農民およびその他に対し包括的で、利用可能でそして関連することを確保すること。

(b) 情報、経験、訓練改革および最善の慣行の交換と共有を通じたものを含む、能力構築を促進することと支援すること。

(c) 科学的知識および技術的知識の研究とアクセスにおける協力を促進すること。

(d) 適切な場合には、技術的および経済的援助を提供すること、アクセスを促進することそして相互に合意された条件で、特に開発途上国への、技術の移転を通して、利用可能な技術を共有すること。

(e) 世界的なレベルで市場の機能を改善することと極端な価格変動と投機の魅力を制限するのに役立つため、食料備蓄に関するものを含む、市場情報に対する時宜を得たアクセスを促進すること。

1. 農村地区で働いている農民およびその他の人々は、自らの権利の行使において、出身、国籍、人種、皮膚の色、世系、性別、言語、文化、婚姻関係の有無、財産、障がい、年齢、政治的またはその他の意見、宗教、出生または経済的、社会的若しくはその他の地位などどのような理由に基づく如何なる差別からも免れて、国際連合憲章、世界人権宣言やその他の全ての国際人権文書において認められたあらゆる人権および基本的自由の完全な享受に対する権利を有している。

2. 農村地区で働いている農民およびその他の人々は、開発に対する自らの権利を行使するための優先事項と戦略を決定しそして策定するための権利を有している。

3. 国家は、農村地区で働いている農民およびその他の人々に対する、多様なまた交差している形態の差別を含む、差別を永続させることの原因となるまたは役立つ条件を排除するための適切な措置を講じるものとする。

第4条

1. 国家は、男性と女性との間の平等を基礎として、女性たちが、あらゆる人権および基本的自由を十分にまた平等に享受することをまた女性たちが、農村の経済的、社会的、政治的および文化的発展を自由に追求し、参加しそして利益を得ることができることを確実にするため、農村地区で働いている女性の農民およびその他の女性に対するあらゆる形態の差別を撤廃するためにまたそのエンパワメントを促進するためにあらゆる適切な措置を講じるものとする。

2. 国家は、農村地区で働いている女性の農民およびその他の女性が、以下の権利を含む、本宣言においてまたその他の国際人権文書において、定められているあらゆる人権および基本的自由を差別なく享受することを確実にするものとする。

(a) あらゆるレベルでの発展計画の形成および実施に平等にまた効果的に参加すること。

(b) 適切な保健医療施設、情報、カウンセリングおよび家族計画におけるサービスを含む、到達し得る最高水準の身体的および精神的健康に対する平等なアクセスを有すること。

(c) 社会保障計画から直接利益を受けること。

(d) 機能的識字力に関連した訓練や教育を含む、公式または非公式の、あらゆる型の訓練や教育を受けること、そして自らの技術的熟達を増進するためにあらゆる地域社会サービスや拡張サービスから利益を得ること。

(e) 雇用または自営を通して経済的機会への平等なアクセスを得るため、自助グループ、協会および協同組合を組織すること。

(f) あらゆる共同体の活動に参加すること。

(g) 金融サービス、農業金融およびローン、市場施設および適切な技術に対する平等な利用権を有すること。

(h) 土地と天然資源に対する利用権、使用および管理を等しくすること、そして土地と農業改革においてまた土地の再定住計画における取扱いを等しくまたは優先すること。

(i) 適正な雇用、平等な報償および社会保障給付に対する、そして収入を生む活動に対する利用権を有すること。

(j) あらゆる形態の暴力がないこと。

第5条

1. 農村地区で働いている農民およびその他の人々は、本宣言の第28条に従って、適切な生活水準を享受するために必要とされる、自らの共同体に存在している天然資源に対す

る利用権を有するまた持続可能なやり方で使用する権利を有している。彼らは、これらの資源の管理に参加する権利も有している。

2. 国家は、農村地区で働いている農民およびその他の人々が、伝統的に所有または使用している天然資源に影響している何らかの開発が、以下のことに基づくが、それらに限定されないで、認められることを確実にするための措置を講じるものとする。

(a) 正しく行われた社会的および環境的影響評価。

(b) 本宣言の第2条3に従った、誠実な協議。

(c) それらの開発天然資源と農村地区で働いている農民およびその他の人々との間の相互に合意された条件で確立されてきた当該開発の利益の公正かつ平等な共有のための様式。

第6条

1. 農村地区で働いている農民およびその他の人々は、生活、身体的および精神的健全性、自由および人の安全に対する権利を有する。

2. 農村地区で働いている農民およびその他の人々は、恣意的な逮捕または拘束、拷問若しくはその他の残虐な、非人間的なまたは品位を傷つける取扱若しくは刑罰の対象とされてはならず、また奴隷にされるか隷属されてはならない。

第7条

1. 農村地区で働いている農民およびその他の人々は、あらゆる場所で法の下で人として認められる権利を有している。

2. 国家は、農村地区で働いている農民およびその他の人々の移動の自由を促進するた

めの適切な措置を講じるものとする。

3. 国家は、要求された場合には、本宣言の第 28 条に従って、国際的な国境を越えた農村地区で働いている農民およびその他の人々に影響している国境を越えた保有権問題に対処する目的で協力するため適切な措置を講じるものとする。

第 8 条

1. 農村地区で働いている農民およびその他の人々は、思想、信念、良心、宗教、言論、表現および平和的集会の自由に対する権利を有している。彼らは、現地の、地方の、国のそして国際的なレベルで、口頭、文書におけるまたは印刷における、芸術の形態における、または彼らが選択するそれ以外の如何なるメディアを通したいずれでも、自らの意見を表明する権利を有している。

2. 農村地区で働いている農民およびその他の人々は、人権と基本的自由の違反に反対する平和的活動に参加するため、個々におよび/または全体的に、他人と共同してまたは共同体として、権利を有している。

3. 本条項に規定されている権利の行使は、特別の義務と責任を伴っている。それ故、それは、特定の制限に従う可能性があるが、それらは、法により規定されるなどの場合だけとするものでありまた以下のことが必要である。

(a) 他人の権利または評価に対する尊重のため。

(b) 安全または社会的秩序（治安）、若しくは公衆衛生または道徳の保護のため。

4. 国家は、彼または彼女の正当な行使および本宣言に記述された権利の防衛の結果としての何らかの暴力、脅威、報復、法律上のまたは事実上の差別、圧力またはその他の何らかの恣意的な行動に対する、個々にまたその他と共同して、権限ある当局による全ての人の保護を、確実にするためあらゆる必要な措置を講じるものとする。

第9条

1. 農村地区で働いている農民およびその他の人々は、組織、労働組合、共同のまたはその他の何らかの団体または彼らの利益の保護のために彼ら自身が選んだ会を形成しそして参加する、また団体交渉する権利を有している。そのような組織は、性格において独立で自主的であるものとし、そしてあらゆる妨害、強要または抑圧がないままとする

2. 法に規定されているものと国の安全または市民の安全、社会的秩序（治安）、公衆衛生または道徳の保護もしくは他人の権利と自由の保護の利益において国内社会において必要であるもの以外は、この権利の行使に制限は置かれない。

3. 国家は、とりわけそのような組織やその構成員に対するいずれかの法的または行政的差別を含む、それらの設立、法的な活動の増大と追求に対する障害を取り除く目的で、組合、共同のまたはその他の組織を含む、農村地区で働いている農民およびその他の人々の組織の設立を奨励するため、そして条件と価格が公正でまた安定しておりそして尊厳に対するまたまともな生活に対するその権利を害さないことを確保するため、契約上の取極を交渉する時彼らの立場を強化するための支援を彼らに提供するため、適切な措置を講じるものとする。

第10条

1. 農村地区で働いている農民およびその他の人々は、直接にそして/または自らの代表団体を通して、自らの生命、土地および暮らしに影響する可能性のある政策、計画および事業の準備や実施において、積極的にまた自由に参加する権利を有している。

2. 国家は、農村地区で働いている農民およびその他の人々が、直接にそして/または自らの代表団体を通して、自らの生命、土地および暮らしに影響する可能性のある意思決定過程に、参加することを促進するものとする。このことは、農村地区で働いている農民およびその他の人々の強力なそして独立した団体の設立と発展を尊重することと彼らに影響する

可能性のある食料安全保障、労働と環境の基準の準備と実施における彼らの参加を促進することを含む。

第11条

1. 農村地区で働いている農民およびその他の人々は、彼らの製品の製造、加工、マーケティングおよび流通に影響する可能性のある要因についての情報を含む、情報を求め、受け取り、展開しそして伝える権利を有している。

2. 国家は、農村地区で働いている農民およびその他の人々のエンパワーメントを促進しそして彼らの生命、土地および暮らしに影響する可能性のある事柄における意思決定への彼らの効果的な参加を確保するように、彼らが、言語や形式においてまた彼らの文化的な方式に適切な手段を通して、関連する、透明な、時宜を得たそして適切な情報にアクセスする権利を有することを確保するため適切な措置を講じるものとする。

3. 国家は、現地の、国のそして国際的なレベルでの農村地区で働いている農民およびその他の人々の製品の質の評価および証明の公正な、中立なそして適切な制度に対する彼らのアクセスを促進するため、またそれをまとめることにおける彼らの参加を促進するため、適切な措置を講じるものとする。

第12条

1. 農村地区で働いている農民およびその他の人々は、紛争の解決のための公正な手続に対するまた彼らの人権のあらゆる侵害に対する効果的な救済に対するアクセスを含む、司法に対する効果的なまた差別のないアクセスの権利を有している。そのような決定は、国際人権法の下に関連する義務に適合した彼らの慣習、伝統、法および法制度に対して然るべき配慮を与えるものとする。

2. 国家は、公平なまた権限ある司法および行政機関を通して、関係する人の言葉で紛争を解決する時宜を得た、手ごろなそして効果的な手段に対する、差別のないアクセスを供

給するものとし、また上訴権、返還、損害保障、補償および賠償を含む可能性のある、効果的かつ迅速な救済策を提供するものとする。

3. 農村地区で働いている農民およびその他の人々は、法的援助に対する権利を有している。国家は、行政的および司法的サービスに対するアクセスをその他の方法では有していない農村地区で働いている農民およびその他の人々を支援するため、司法扶助を含む、追加の措置を考慮するものとする。

4. 国家は、本宣言において記述されている権利を含む、あらゆる人権の促進と保護のための関連する国内機関を強化する措置を考慮するものとする。

5. 国家は、農村地区で働いている農民およびその他の人々の人権を侵害すること、彼らの土地と天然資源を彼らから恣意的に奪うことまたは最低限の生活に必要なものや健全性の彼らの手段を彼らから奪うことそしてあらゆる形態の強制的定住化または住民移送の目的または効果を持つ何らかの行動の防止と補償のための効果的なメカニズムを、彼らに提供するものとする。

第13条

1. 農村地区で働いている農民およびその他の人々は、自らの生計を立てる方法を自由に選ぶ権利を含む、働く権利を有している。

2. 農村地区で働いている農民およびその他の人々の子どもは、子どもの教育に危険なまた害を与える、あるいは子どもの健康または身体的、精神的、霊的、道徳的または社会的発展に対して有害なおそれのあるどのような仕事からも保護される権利を有している。

3. 国家は、農村地区で働いている農民およびその他の人々やその家族のために適切な生活水準を可能にする報酬を提供する仕事の機会を可能にする環境を創造するものとする。

4. 高い水準の農村貧困に直面しているまた他の部門において雇用機会がない国家にお

いて、国家は、適正な雇用の創設に貢献するため十分に労働集約である持続可能な食料安全保障を確立しそして促進するため適切な措置を講じるものとする。

5. 国家は、農民の農業と小規模漁業の具体的な特徴を考慮しつつ、必要とされる場合には、農村地区における労働調査官の効果的な活動を確保することに対する適切な資源を割り当てることにより、労働法令の遵守を監視するものとする。

6. 誰も、強制労働、債務労働または義務的な労働を行うことを、人身取引の犠牲者となる危険の対象となることをまたはその他のあらゆる形態の現代の奴隷となることを要求されるものではない。国家は、農村地区で働いている農民およびその他の人々並びに彼らの代表団体と協議や協力をして、経済的搾取、児童労働および女性、男性そして子どもの借金による束縛、また漁師と漁業労働者、森林労働者または季節労働者若しくは移住労働者を含む強制労働などのあらゆる形態の現代の奴隷から彼らを守るための適切な措置を講じるものとする。

第14条

1. 農村地区で働いている農民およびその他の人々は、彼らが臨時の、季節のまたは移民の労働者であるかどうかに関わりなく、安全で健康的な作業環境において働く、安全なまた健康的な措置の適用と見直しに参加する、安全で健康的な代表と安全で健康的な共同体における代表を選択する、災害と危険を防止し、削減しそして管理するための措置の実施に対する、十分かつ適切な防護服と防護具並びに労働の安全に関する十分な情報と訓練に対する利用権を有する、暴力と性的嫌がらせを含む嫌がらせなしに働く、安全でないまた健康的でない作業環境を報告するそして彼らが自らの安全または健康に対する急迫したまた重大な危険があると合理的に信じる場合、彼らの作業活動に起因する危険を彼らから取り除く権利を、そのような権利を行使することについての何らかの仕事関連の報復の対象となることなしに、有している。

2. 農村地区で働いている農民およびその他の人々は、農薬または農業汚染物質若しくは工業汚染物質を含む、危険な物または有毒化学物質を使用しないあるいは晒されない権利

を有している。

3. 国家は、農村地区で働いている農民およびその他の人々のための恵まれた安全なまた健康的な作業環境を確保するため適切な措置を講じるものとし、そしてとりわけ責任を負う適切な権限ある当局を指定しそして政策の実施および矯正的な措置と適切な刑罰を規定する農業、農産工業および漁業における職業上の安全と健康に関する国内法令の執行のための部門を越えた調整のための制度を確立し、また農村の職場に対する検査の十分かつ適切な制度を確立しそして支援するものとする。

4. 国家は、以下のことを確実にするため必要なあらゆる措置を講じるものとする。

(a) その禁止および制限を通したものを含め、技術、化学製品および農業慣行に由来する健康および安全に対する危険の防止。

(b) 農業で使われている化学製品の輸入、分類、梱包、流通、標識付けおよび使用のための具体的な基準を制定している権限ある当局により承認された適切な国内システムまたはその他のシステム。

(c) 農業において用いられた化学製品を、製造し、輸入し、供給し、売却し、移譲し、蓄えまたは処分する者は、国またはその他で承認された安全で健康的な基準を遵守し、そして適切な公用語または国の言葉で使用者にまた要請に基づいて、権限ある当局に、十分かつ適切な情報を提供すること。

(d) 他の目的のためのその使用を避けそして安全や健康に対するまた環境に対する危険を取り除くかあるいは最小化するため、化学廃棄物、もう使われていない化学製品および化学製品の空の容器の安全な収集、リサイクルおよび廃棄のための持続的なシステムがあること。

(e) 農村地区で一般的に使用されている化学製品の健康的なまた環境的な影響に関する、そしてそれらの代わりとなる物に関する教育と国民の意識計画の策定と実施。

第15条

1. 農村地区で働いている農民およびその他の人々は、飢餓から解放されるために十分な食糧と基本的な権利に対する権利を有している。このことは、最高度の身体的、情緒的および知的な発展を享受する可能性を保証する、食料を生産する権利および十分な栄養に対する権利を含んでいる。

2. 国家は、農村地区で働いている農民およびその他の人々の文化を尊重しつつ、将来の世代のための測量に対するアクセスを保存しつつ、彼らが、持続的にまた公平に生産されまた消費されている十分なまた適切な食糧に対して何時でも物理的なまた経済的なアクセスを享受することを、また彼らの必要性に対応しつつ、個々にそして/または全体で、彼らにとっての物理的にまた精神的に達成しているまた品位のある生活を確実にすることを確実にするものとする。

3. 国家は、容易に利用可能な技術の適用および十分栄養になる食糧の提供を、特に、通して、また女性が妊娠と授乳の期間中十分な栄養をとることを確保することにより、プライマリ・ヘルス・ケアの枠組の範囲内を含めて、農村地区における栄養失調と闘うための適切な措置を講じるものとする。国家は、社会のあらゆる階層、とりわけ親と子どもが、情報を知らされ、栄養教育に対するアクセスを有しそして子どもの栄養と授乳の利点についての基礎的知識の使用において支援されることをまた確保するものとする。

4. 農村地区で働いている農民およびその他の人々は、食の主権に対する権利として多くの国家や地域において認められた、自身の食糧および農業システムを決定する権利を有している。このことは、食料と農業政策に関する意思決定過程に参加する権利および彼らの文化を尊重している環境的に適正で持続可能な方法を通して生産された健康で十分な食糧に対する権利を含んでいる。

5. 国家は、農村地区で働いている農民およびその他の人々と協力して、十分な食料、食料安全保障および食の主権並びに本宣言に含まれている権利を促進しそして保護する持

持続可能なそして公平な食料制度に対する権利を先に進めそして保護する地方の、国の、地域のそして国際的なレベルでの公的政策を体系的に作り上げるものとする。国家は、本宣言に含まれた権利の実現で、国家の農業的、経済的、社会的、文化的および発展の政策の一貫性を確実にする制度を確立するものとする。

第16条

1. 農村地区で働いている農民およびその他の人々は、自身およびその家族のための十分な生活水準に対する、そして生産手段、技術援助、融資、保健およびその他の金融サービスを含む、それを達成するために必要な生産手段に対する促進されたアクセスに対する、権利を有している。彼らは、その他と共同してまたは共同体として、自由に、個々にそして/または全体として、農業、漁業、家畜の飼育および林業の伝統的方法に従事するそして共同体に基礎を置く商業化システムを策定する権利もまた有している。

2. 国家は、適正な収入と暮らしを農村地区で働いている農民およびその他の人々に保証する価格で地方の、国のそして地域の市場で彼らの製品を売るために必要な輸送手段、および加工、乾燥並びに貯蔵施設に対する彼らのアクセスに有利である適切な措置を講じるものとする。

3. 国家は、促進するやり方で地方の、国のそして地域の市場を強化しまた支援するために適切な措置を講じ、そして農村地区で働いている農民およびその他の人々が、彼らとその家族に十分な生活水準を成し遂げることを許す価格で彼らの製品を売るためにこれらの市場に完全且つ平等なアクセスと参加を有することを確保するものとする。

4. 国家は、彼らの農村の発展、農業の、環境の、貿易のそして投資の政策と計画が、地方の暮らしの選択肢と保護することと強化することに対しまた農業製品の持続可能な様式への移行に対し、効果的に貢献することを確実にするためあらゆる適切な措置を講じるものとする。国家は、可能な場合にはいつでも、農業生態学や有機生産を含む、持続可能な生産を鼓舞し、そして生産者から消費者への直接販売を促進するものとする。

5. 国家は、自然災害や市場の失敗などのその他の深刻な混乱に対する農村地区で働いている農民およびその他の人々の強靱性を強化するため適切な措置を講じるものとする。

6. 国家は、あらゆる種類の差別なしに、公正な賃金と同一価値の労働に対する同一報償を確保するため適切な措置を講じるものとする。

第17条

1. 農村地区で働いている農民およびその他の人々は、十分な生活水準を実現するために、安全に、平和にそして尊厳をもって生活する場所を有するためにまた自らの文化を発展させるために、個々にそして/または全体として、本宣言の第28条に従って、土地および水域、沿岸海域、漁業、国の中の牧草地および森に対する利用権を有し、持続的に使用しそして管理する権利を含む、土地に対する権利を有している。

2. 国家は、婚姻関係の有無の変化、法的能力の欠如または経済資源に対する利用権の欠如に起因するものを含む、土地に対する権利に関連するあらゆる形態の差別を取り除きそして禁止するため適切な措置を講じるものとする。

3. 国家は、異なるモデルや制度の存在を認識しつつ、法により現在保護されていない慣習的な土地保有権を含む、土地の保有権に対する法的承認を提供するため、適切な措置を講じるものとする。国家は、合法的な保有権を保護するものとし、そして農村地区で働いている農民およびその他の人々が、恣意的にまたは不法に立ち退かせられないことをまた彼らの権利が、それ以外の方法で失わせられるかまたは侵害されないことを確実にするものとする。国家は、自然の共有地と共同使用と管理のその関連した制度を認識しそして保護するものとする。

4. 農村地区で働いている農民およびその他の人々は、彼らの土地または常居所の場所からの、若しくは彼らの活動に使われているまた十分な生活条件の享受に必要なその他の天然資源からの恣意的なそして違法な退去に対して保護される権利を有している。国家は、国際人権法および人道法に適合している国内法令に退去に対する保護を組み入れるものとする。

る。国家は、懲罰的措置としてのまたは戦争の手段若しくは方法としてのものを含めて、恣意的なまた違法な強制立ち退き、農業地域の破壊および土地やその他の天然資源の没収または搾取を禁止するものとする。

5. 自らの土地を恣意的にまたは違法に奪われてしまった農村地区で働いている農民およびその他の人々は、個々におよび/または全体的に、他人と共同してまたは共同体として、自然災害および/または武力紛争の事例におけるものを含めて、彼らが恣意的にまたは違法に奪われた彼らの土地に戻るためのまた、可能な場合にはいつでも、彼らの活動に使われているまた十分な生活条件の享受に必要なその他の天然資源に対する回復された彼らの利用権を有するか、若しくは彼らの帰還が可能でない場合には、公正な、公平なそして適法な補償を受ける権利を有している。

6. 適当と認められる場合に、国家は、その社会的機能を考慮しつつ、農村地区で働いている農民およびその他の人々が十分な生活条件を享受することを確保するために必要な土地およびその他の天然資源に対する広範囲のまた公平なアクセスを促進し、そして土地の過度の集中と管理を制限するため、農地改革を実行するため適切な措置を講じるものとする。土地のない農民、若い人々、小規模の漁民およびその他の農村部の労働者は、公有地、漁業および森林の割り当てにおいて優先権が与えられるべきである。

7. 国家は、特に、アグロエコロジーを通じたものを含めて、自らの生産において用いられている土地およびその他の天然資源の保存と持続可能な使用を目的とした措置を講じ、生物学的な再生および自然の能力とサイクルのための条件を確保するものとする。

第 18 条

1. 農村地区で働いている農民およびその他の人々は、環境および彼らの土地の生産能力の並びに彼らが使用しそして管理する資源の保存と保護に対する権利を有している。

2. 国家は、農村地区で働いている農民およびその他の人々が、安全で、きれいなそして健康的な環境を、差別なしに、享受することを確実にするための適切な措置を講じるもの

とする。

3. 国家は、気候変動と闘うための自らの各々の国際義務を遵守するものとする。農村地区で働いている農民およびその他の人々は、慣行と伝統的知識の使用を通じたものを含めて、国のまた地方の気候変動適応および緩和政策の設計と実施に貢献する権利を有している。

4. 国家は、危険物、薬物または廃棄物が、農村地区で働いている農民およびその他の人々の土地に貯蔵または処分されないことを確実にするため効果的な措置を講じるものとし、そして国境を越えた環境への害から生じる彼らの権利の享受への脅威に対処するため協力するものとする。

5. 国家は、農村地区で働いている農民およびその他の人々の権利の保護に対して、直接にまたは間接的に、貢献する環境法を執行することによるものを含めて、非国家主体による弊害に対して農村地区で働いている農民およびその他の人々を保護するものとする。

第19条

1. 農村地区で働いている農民およびその他の人々は、本宣言の第28条に従って、以下のことを含めて、種をまく権利を有している。

(a) 食料および農業のための植物遺伝資源に関連する伝統的知識の保護に対する権利。

(b) 食料および農業のための植物遺伝資源の活用から生じる利益を共有することに平等に参加する権利。

(c) 食料および農業のための植物遺伝資源の保存と持続可能な使用に関する問題についての決定を行うことに参加する権利。

(d) 自らの農家保存の種または種苗を、蓄え、使用し、交換しそして販売する権利。

2. 農村地区で働いている農民およびその他の人々は、彼ら自身の種および伝統的知識を維持し、管理し、保護しそして開発する権利を有している。

3. 国家は、農村地区で働いている農民およびその他の人々の種に対する権利を尊重し、保護しそして果たすための措置を講じるものとする。

4. 国家は、十分な質と量の種が、植え付けのための最も適した時に、また手ごろな価格で、農民に対して利用可能であることを確実にするものとする。

5. 国家は、農民自身の種または彼らが選択するその他の現地で利用可能な種のいずれかに依存する、そして彼らが育てることを望む穀物や種について決定する、農民の権利を認識するものとする。

6. 国家は、農民の種システムを支援し、そして農民の種と農業生物多様性の使用を促進するため適切な措置を講じるものとする。

7. 国家は、農業調査と開発が、農村地区で働いている農民およびその他の人々の必要性を統合することを確実にするため、そして彼らの経験を考慮しつつ、優先事項を明確にすることと調査と進展の仕事への彼らの積極的な参加を確実にし、そして農村地区で働いている農民およびその他の人々の必要性に対応する孤児作物と種の研究および開発における投資を増加するため適切な措置を講じるものとする。

8. 国家は、種の政策、植物の多様な保護およびその他の知的財産法、認証制度並びに種市場法が、農村地区で働いている農民およびその他の人々の権利、必要性および現実を尊重し且つ考慮することを確実にするものとする。

第20条

1. 国家は、自らの関連する国際義務に従って、農村地区で働いている農民およびその他の人々の権利の完全享受を促進しそして保護するために枯渇を防止しそして生物多様性

の保存と持続可能な使用を確実にする適切な措置を講じるものとする。

2. 国家は、伝統的な農業、牧畜、林業、漁業、家畜および生物多様性の保存と持続可能な使用に関連する農業生態学システムを含む、農村地区で働いている農民およびその他の人々の伝統的知識、技術革新および慣行を促進しそして保護する適切な措置を講じるものとする。

3. 国家は、いずれかの遺伝子組換え生物の開発、取扱い、輸送、使用、移譲または解放から生じる農村地区で働いている農民およびその他の人々の権利の侵害の危険を予防するものとする。

第21条

1. 農村地区で働いている農民およびその他の人々は、人生およびあらゆる人権並びに人間の尊厳の十分な享受にとって欠くことのできない、安全で清潔な飲料水に対するまた衛生に対する人権を有している。これらの権利は、質の良い、手ごろなそして物理的に利用可能な、また文化的やジェンダーの条件において差別のないそして受け入れ可能な水供給システムおよび衛生施設を含む。

2. 農村地区で働いている農民およびその他の人々は、水の保存、回復および持続可能な使用を確保しつつ、個人や家庭の使用、農業、漁業および家畜の飼育のための水に対する、またその他の水関連の暮らしを確保することに対する権利を有している。彼らは、水および水管理システムに対する公平なアクセスにまた給水を恣意的に止めることがなくまたは水道の汚染がないことに対する権利を有している。

3. 国家は、伝統的なまた共同体に基づく水管理システムにおけるものを含めて、差別せずに、水へのアクセスを尊重し、保護しそして確実にするものとし、そして個人的な、家庭のそして生産的な使用のための手ごろな水そしてとりわけ農村の女性と女兒並びに遊牧の家畜業者、プランテーションの労働者、その移民の地位に関わりなく全ての移民並びに違法なまたは非公式な入植地に住んでいる人などの恵まれないまたは周縁化された集団に属

する人のための改善された衛生、を保証するための措置を講じるものとする。国家は、灌漑技術、下水処理水の再利用のための、並びに水回収と貯蔵のための技術を含む、適切なまた手ごろな技術を促進するものとする。

4. 国家は、とりわけ遅いそして早い中毒の原因となる産業排水および濃縮した鉱物や化学製品による、過度の使用や有害物質による汚染から、山々、森林、湿地、河川、帯水層および湖を含む、水関連の生態系を保護しそして回復するものとする。

5. 国家は、第三者が、農村地区で働いている農民およびその他の人々の水に対する権利の享受を損なうことを防止するものとする。国家は、その保存、回復および持続可能な使用を促進しつつ、他の使用の前に人間の必要性のための水に優先順位を付けるものとする。

第22条

1. 農村地区で働いている農民およびその他の人々は、社会保険を含む、社会保障制度に対する権利を有している。

2. 国家は、自国の国の事情に従って、農村地区における全ての移住労働者の社会保障制度に対する権利の享受を促進するため適切な措置を講じるものとする。

3. 国家は、社会保険を含む、社会保障制度に対する、農村地区で働いている農民およびその他の人々の権利を認識するものとし、そして自国の国内事情に従って、基本的な社会保障制度の保証を構成しているその社会的保護の床を設立または維持すべきである。保証は、国のレベルで必要なものとして定義された品物とサービスに対する効果的なアクセスを共に確保する、不可欠な保健医療に対するまた基本的な所得保障に対するアクセスを、必要としている全ての者が、ライフサイクル全体を通して有することを、最低でも確保されるべきである。

4. 基本的な社会保障制度の保証は、法により制定されるべきである。公平な、透明な、効果的な、利用可能なそして手ごろな統治と要請手続はまた、特定されるべきである。シス

テムは、国内の法的枠組の遵守を高めるために正しい場所に置かれるべきである。

第23条

1. 農村地区で働いている農民およびその他の人々は、到達し得る最高水準の身体的および精神的健康の享受に対する権利を有している。彼らはまた、あらゆる社会的および保健的サービスに対して、どのような差別もなしに、アクセスする権利を有している。

2. 農村地区で働いている農民およびその他の人々は、彼らの伝統医学を使用しそして医療用に使用するための彼らの植物、動物および鉱物に対するアクセスと保存を含んで、保護するまた彼らの健康上の実践を維持する権利を有している。

3. 国家は、特に脆弱な状況にある集団に対して、非差別的に、農村地区において医療用の施設、製品およびサービスに対するアクセス、不可欠な医薬品、主要な感染症に対する予防接種、生殖に関わる健康、それらを予防することと管理することの方法を含む、共同体に影響している主要な健康問題に関する情報、妊婦のまた子どもの保健医療、並びに保健および人権に関する教育を含む、医療要員のための訓練に対するアクセス、を保証するものとする。

第24条

1. 農村地区で働いている農民およびその他の人々は、適切な住居に対する権利を有している。彼らは、その中で平和に尊厳をもって生活する安全な家と共同体を持続する権利を、そしてこの文脈における非差別に対する権利を有している。

2. 農村地区で働いている農民およびその他の人々は、彼らの家を強制的に奪われること、嫌がらせおよびその他の脅威に対して守られる権利を有している。

3. 国家は、適切な形態の法的またはその他の保護へのアクセスを提供することや与えることなしに、恣意的にまたは不法に、一時的にまたは永続的のいずれでも、農村地区で働

いている農民またはその他の人々が占有している家または土地から彼らの意思に反して彼らを移動させてはならない。立ち退きが避けられない時、国家は、有形なまたはその他のどのような損失のためにも公平かつ公正な補償を提供または確保しなければならない。

第25条

1. 農村地区で働いている農民およびその他の人々は、その中で彼ら自身が見つけ出した具体的な農業生態学的、社会文化的および経済的環境に合った十分な訓練に対する権利を有している。訓練計画により扱われる問題は、生産性を改善すること、マーケティング、害虫、病原菌、システム・ショック、化学物質の影響、気候変動および気象関連の事象を上手く処理する能力を含むが、それらに限定されない。

2. 農村地区で働いている農民およびその他の人々の全ての子どもは、彼らの文化に従って、また人権文書に含まれている全ての権利と共に、教育に対する権利を有している。

3. 国家は、農村地区で働いている農民およびその他の人々が直面している直ぐのまた生じつつある課題により適切に対応するため、ファーマー・フィールド・スクール、個人参加方式の植物育種、および植物や動物の診療所などの、公平なまた個人参加方式の農民・科学者パートナーシップを奨励するものとする。

4. 国家は、農場レベルでの訓練、市場情報および諮問サービスを提供することに投資するものとする。

第26条

1. 農村地区で働いている農民およびその他の人々は、妨害またはあらゆる形態の差別なしに、自ら自身の文化を享受しそして彼らの文化的発展を自由に追求する権利を有している。彼らはまた、生活方法、製造または技術の方法、若しくは慣習や伝統などの彼らの伝統的なまた現地の知識を維持し、表明し、管理し、保護しそして開発する権利を有している。誰も、国際法により保証された人権を侵害する文化的権利を援用することができず、またそ

の範囲を制限することもできない。

2. 農村地区で働いている農民およびその他の人々は、個々におよび/または全体的に、他人と共同してまたは共同体として、国際的な人権基準に適合して、彼らの現地の慣習、言語、文化、宗教、文学および芸術を表現する権利を有している。

3. 国家は、農村地区で働いている農民およびその他の人々の伝統的知識に関連した彼らの権利を尊重し、そして認識しまた保護するための措置を講じ、そして農村地区で活動している農民およびその他の人々の伝統的な知識、実践並びに技術に対する差別を取り除くものとする。

第27条

1. 国際連合システムの専門機関、基金および計画、並びに国際的なまた地域的な金融機関を含む、その他の政府間機構は、開発援助と協力の、特に、動員を通じたものを含めて、本宣言の完全な実現に対して貢献するものとする。

2. 国際連合およびその専門機関、基金並びに計画、および国際的なまた地域的な金融機関を含む、その他の政府間機構は、本宣言の尊重と十分な適用を促進し、そしてその有効性に基づいてフォローアップするものとする。

第28条

1. 本宣言の何物も、農村地区で働いている農民およびその他の人々や先住民族の人々が現在有しているかまたは将来において取得する可能性のある権利を弱めたり、損なったりまたは無効にするものとして解釈されてはならない。

2. 全ての者の人権と基本的自由は、あらゆる種類の差別なしに、本宣言においてはっきりと表現された権利の行使において尊重されるものとする。本宣言に定められた権利の行使は、法により決定されたかつ国際的な人権義務に準拠している制限に対してのみ従うもの

とする。そのようなような制限も、差別的でなくそして然るべき認識と他人の権利と自由に対する尊重を確保することの目的のためまた民主社会の公正で最も認めざるを得ない要件を満たすためだけに必要であるものとする。